

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 05 - 01

1 基本情報

施策名	05 人権尊重・多文化共生	展開方向	01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
主担当局	総合政策局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (H30)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 市民意識調査の「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した割合	↑	90.0 %	-	-	-	75.3	74.2	80.1		89.0%
B 市民意識調査の「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の割合	↑	80.0 %	64.3	68.0	69.0	69.3	69.4	72.8		91.0%
C 審議会等の女性の委員割合	↑	40.0 %	36.9	36.7	38.8	37.3	38.1	37.1		92.8%
D 市の課長級以上の女性の管理職割合	↑	15.0 %	6.4	7.3	7.6	8.9	9.6	9.7		64.7%
E 語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合	↑	100 %	97.1	100	97.6	98.8	98.7	99.4		99.4%

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■多文化共生社会の実現
【多文化共生の取組】 (目的)「尼崎市国際化基本方針」の理念を踏まえた「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」にもとづき、外国籍住民にとっても住みやすいまちの実現を図る。 (成果)①平成29年度に実施した「外国籍住民聞き取りアンケート」(89人)及び「外国籍住民わいわいトークング」(6人)で出た意見を参考に、外国籍住民の日常生活をサポートする情報を掲載した5カ国語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語)の「あまがさきスタートガイド」の改訂版を作成した。また、人権に関する外国籍住民相談者に対応するため、「外国籍住民相談者に係る通訳者派遣事業」(人権侵害に係る相談で事業所管課からの申請により派遣)の実施及び「翻訳機」を導入した。(目標指標A) ②平成31年4月からの出入国管理及び難民認定法(入管法)改正に伴い今後外国籍住民の増加が予想されることから、庁内関係各課で構成する会議体において、外国籍住民への支援について翻訳機を導入したことなど現在の取組状況と、これまで以上に各課が連携して多文化共生施策に取り組む必要がある旨の課題を共有した。 (課題)①「あまがさきスタートガイド」の改訂版について、必要とする外国籍住民に確実に届けられるよう、配布方法等の工夫が必要である。 ②今後増加が見込まれる外国籍住民への対応として、まずは外国籍住民のニーズを把握するためにも、行政窓口における多言語対応策の構築が必要である。	
【民族教育を選択する自由の支援】 (目的)多文化共生の観点から民族教育を選択する自由の支援や教育における保護者の経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行う。 (成果)③他都市の状況や市の財政状況を考慮する中で、平成29年度に就学補助金単価を年額7万円から8万5千円に改定した。また、県に対しては他の外国人学校と同等の助成をするように要望した。	
行政が取り組んでいくこと	■男女共同参画社会の実現
【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 (目的)「男女共同参画計画」及び「DV対策基本計画」に基づき、男女共同参画社会づくりを効果的に推進する啓発事業等を推進する。 (成果)④「第2次DV対策基本計画」(平成30~34年度)に基づき、女性センターと配偶者暴力相談支援センター・保健・福祉等との連携会議を開催したほか、DV被害者支援に関係機関が連携して対応できるよう指定管理者等の民間団体も含めたDV研修を実施した。 ⑤女性センターがハローワークや市民団体等と連携し、女性の就労支援や社会参加に向けた多様な事業を企画、実施し、幅広い年齢層の新たな参加者の掘り起こしにつながった。(目標指標B) ⑥女性センター事業をはじめとした関連事業や啓発誌発行への参画など、男女共同参画推進員(市民公募)が個々に活動できる場づくりを行った。 ⑦審議会への女性委員の登用については、関係課と連携し、委員委嘱決裁時に添付するチェックシートを作成し、目標達成に向けて全庁周知を図った。(目標指標C) ⑧雇用対策協定に基づき、ハローワークや民間企業と「チアフルワークフェスタ」を共催実施し、約500人の参加者へ女性の就労支援に向けた啓発を行ったほか、「生き残るための経営戦略~イクボスマネジメント~」をテーマに、「ワーク・ライフ・バランスセミナー」をハローワークと共催で実施したことにより、約210社への企業啓発を行うことができた。 ⑨女性の雇用促進、管理職及び役員の登用促進に向けて連携して取り組むため、兵庫労働局、兵庫県阪南県民センター、連合兵庫尼崎地域協議会、尼崎経営者協会、本市による「女性活躍推進五者連携協定」を締結した。(目標指標D) (課題)④DV被害者支援にあたっては、児童虐待とDVが密接に関連していることなど問題が複雑化してきており、複数の支援機関が連携しなければ対応が難しくなっている。関係各課・関係機関との連携を密にし、顔の見える関係づくりに努める必要がある。 ⑤女性センターについては、平成16年度の指定管理者制度の導入以降指定管理料を据え置いているが、年々多様化、複雑化する課題に対応するため、指定管理者において仕様書を大幅に上回るさまざまな事業が展開されている。更にこうした事業の実施にあたっては、専門性を有する職員の配置が必要であるが、職員の確保が困難になっている。次期指定管理者の選定にあたっては、時宜に応じた適切な仕様書の作成及び指定管理料の設定が必要である。 ⑥男女共同参画推進員(市民公募)の意欲や適性に合わせた活動の場づくりなど効果的な方法を検討する必要がある。 ⑧⑨二つの協定を活かした具体的な取組を検討する必要がある。	

6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組	
【多文化共生の取組】 ①「あまがさきスタートガイド」のさらに効果的な活用に向けて、配布方法や配布先、見やすさの工夫も含め検討を行う。 ②入管法改正に伴う対応策について、具体的方法を関係課と連携し進める。	
【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 ④関係各課・関係機関と情報を共有するための担当者会議の実施に加え、更に円滑な連携が図れるようDVとその関連課題をテーマにした研修を、配偶者暴力相談支援センターと連携し、実施する。 ⑤女性センターのさらなる効果的な運用と市民サービスの向上を目指し、令和2年度から5年間の指定管理者の選定を行う。次期指定管理者の選定にあたっては、必要な事業について精査し仕様書を見直すとともに、求める業務の専門性等仕様書に応じた指定管理料の設定を行う。 ⑥男女共同参画推進員(市民公募)の意見交換の機会を増やし、情報収集に努め、新たな活動の場につなげていく。 ⑧⑨女性活躍推進五者連携協定等に基づき、女性の就労支援やワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、関係機関等との連携を強化し、具体的啓発事業を検討し実施する。	
主要事業の提案につながる項目	
【多文化共生の取組】 ①通訳が必要な外国人と意思疎通を図り、ニーズを把握できるよう、「テレビ通訳」の導入など行政窓口における多言語対応策の検討を行う。 多文化共生施策は多岐にわたるため、専門部署の設置について検討を行う。	
・入管法の改正により、今後増加が予想される外国籍住民に対応するため、庁内関係局が連携し、引き続き多言語対応策などの多文化共生施策の推進に向けた取組を進める。 ・DV被害については、児童虐待と密接な関係があることなど、ケースが複雑、多様化する中、その対策にあたっては、関係部局間の連携を強化しながら進めていく。	

令和元年度 施策評価表(平成30年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 05 - 02

1 基本情報

施策名	05 人権尊重・多文化共生	展開方向	02 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。
主担当局	総合政策局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)	実績値							進捗率 (H30)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1~R4	
A 市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合	↑	60.0 %	—	—	—	43.7	44.7	45.8		76.3%
B 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合	↓	30.0 %	46.2	46.8	40.0	43.8	42.1	41.9		71.6%
C 人権啓発推進員の活動回数	↑	684 回	714	812	521	404	416	340		49.7%
D 啓発事業への参加者数	↑	400 人	298	303	306	301	185	276		69.0%
E 差別落書き件数	↓	0 件	26	2	2	1	2	1		—

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成30年度実施内容を記載)	総合戦略	—
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 人権問題の啓発と人権教育の取組</p> <p>【人権啓発事業】 (目的)人権教育・啓発推進基本計画に基づき、同和問題を始め、様々な人権問題について、時代の状況に応じた啓発事業の取組を行うことにより、人権問題の正しい理解と認識を深める。また、地域総合センターにおいては、市民相互の交流の促進及び人権意識の普及高揚を図るための拠点施設とする。 (成果)①人権に関する市民意識調査並びに職員アンケートを実施し、調査票においては人権に関する用語の語句説明等を記載し合わせて啓発も行った。(目標指標A・D) ②同和問題や今日的な様々な人権問題について、「じんけんスタディツアー」や「じんけんを考える市民のつどい」、各地域総合センター等で講演会を実施し人権意識の高揚を図った。また、地域総合センター上ノ島の本館・分館の機能を統合し1館集約を図るための方向性について、地域との協議を進めることができた。(目標指標B) ③地域に身近な啓発リーダーとして人権啓発推進員を配し、「じんけん啓発推進員だより」を作成し人権啓発推進員の活動をアピールするとともに、様々な人権課題をテーマに研修を行い、人権に関する知識関心を高めた。(目標指標C) (課題)①市民意識調査の結果、市民の人権意識は必ずしも向上しているとは言えないことが判明した。「人権教育・啓発推進基本計画」の計画期間が令和元年度で終了することに伴い、次期計画を策定するにあたっては、この市民意識調査の結果を踏まえるとともに、人権三法(「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」)の施行を踏まえ条例による根拠や位置づけを明確にし、更に多様化する人権問題にも留意しより実効性のある計画にする必要がある。 ②地域総合センターについては、様々な関係機関や団体との連携を図りながら、隣保館機能をもつコミュニティの拠点としてさらに効果的な事業展開を図る必要がある。</p> <p>【性の多様性に配慮した人権の尊重】 (目的)互いの人権を尊重し、ともに生きるまちを目指し、性の多様性を認識し性的マイノリティへの理解を深める施策を推進する。 (成果)④「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」を策定し、記載欄が必要でない場合は削除し、必要な場合は男女2択に依らない表記方法を示し、全庁的に周知した。また性的マイノリティで悩んでいる若年層に対しては、ユース交流センターの職員がLGBTを含めた今日的な青少年の様々な悩みに対応できるよう、施設職員に対し必要な教育及び研修を行うことを指定管理者の業務仕様書に明記し、公募を行った。 ⑤パートナーシップ制度については、先進他都市の事例を調査するとともに、制度導入に伴い市営住宅の入居要件など、性的マイノリティのパートナーにも公的サービス等を拡大できるかどうかについて、関係各課と協議を行った。 (課題)④⑤性的マイノリティへの理解を深めるため、性の多様性に配慮した人権尊重の取組をさらに進める必要がある。</p>	総合戦略	—
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>【外国人問題】 (目的)外国人に対する偏見や差別意識を解消するための取組を進める。 (成果)⑥多文化共生社会の実現を目指した講演会として、人種差別問題を取り上げて啓発を行った。また、ヘイトスピーチ対策については、法務省が実施した「ヘイトスピーチ対策専門部会」に参加し、先進市の状況について課題も含め情報収集と研究を行った。 (課題)⑥在日朝鮮・韓国籍の人をはじめとした外国人に対しての偏見や差別をなくす取組を引き続き行うとともに、ヘイトスピーチについては、公共施設の利用に関して先進市の事例を参考にしながら、本市の実状に応じた具体的な取組を検討する必要がある。</p> <p>【差別落書き】 (目的)差別落書きについては、尼崎人権啓発協会や関係団体と連携し適切な対処と拡散防止に努める。 (成果)⑦差別落書きについては、平成26年度以降は件数も少なく、発生事案についても適切に処置を行うことができた。今後も適切な対応を継続するため、職員に「差別落書き対応マニュアル」の周知を繰り返し行った。(目標指標E)</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 (目的)インターネットによる人権侵害が増加する中、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書込みを監視するとともに、モニタリング事業を活用した職員研修を行う。 (成果)⑧本市における差別書込みについて、プロバイダーへ直接削除要請を行い119件中96件を削除することができた。当該事業については、削除件数も含め本市の取組が全国的にも先駆的で特出していることから、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法の施行以降他の自治体からの視察が相次いでおり、視察の受入れや、兵庫県の研修において実践発表を行うなど、他の自治体への情報発信ができた。 (課題)⑧インターネット上の差別書込みに対する抑止効果をさらに高めるには、本市の事業を着実に実施するとともに、他の自治体においても同事業が実施されるよう情報発信に努めるとともに、自治体間での連携を図る必要がある。</p>	総合戦略	—

3 主要事業一覧

平成31年度 主要事業名	
1	地域総合センター整備事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成29年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



6 評価結果

令和元年度(平成31年度)の取組	評価結果
<p>【人権啓発事業】 ①次期の人権に関する計画の策定にあたっては、市民意識調査の結果や人権に関する法律の施行等を踏まえ、条例による根拠や位置づけを明確にするため、まず(仮称)人権基本条例の制定に取り組み、当該条例に基づく計画の策定作業を進めていく。 ②地域総合センターについては、これまでの5年間の効果や課題を踏まえる中で、施設運営をより効果的に行うことができるための条件を整備し、さらなる市民サービスの向上を目指し、令和2年度から5年間の指定管理者の選定を行う。また、上ノ島については、本館・分館の機能を統合し1館集約を図るため、本館敷地に新たな建物を建築するための本館解体設計及び建替設計を行う。</p> <p>【性の多様性に配慮した人権の尊重】 ④⑤性的マイノリティの課題について、パートナーシップ制度の早期導入を目指すとともに、理解を深めるための職員研修を実施する。また、ユース交流センターにおいて、性的マイノリティのほか様々な悩みを抱える若年層に対し、日常的な相談対応ができるよう、指定管理者とともに取り組みを行う。</p> <p>【外国人問題】 ⑥ヘイトスピーチ対策については、「ヘイトスピーチ対策庁内連携会議」において、公共施設等の利用の中でヘイトスピーチによる被害が起こらないよう予防と啓発を促進するためのガイドライン策定に取り組む。</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 ⑧引き続き差別書込みの削除に取り組むとともに、事業実施を検討している自治体に対しては削除方法等の情報提供を行い、実施済みの自治体とは積極的な情報共有を図っていく。</p>	<p>・(仮称)人権基本条例の制定については、人権にかかわる他の条例との関係性を整理するとともに、次期人権に関する教育・啓発推進基本計画の策定を見据えて進めていく。</p>
主要事業の提案につながる項目	